

令和2年度 小千谷市住宅エコリフォーム補助金のご案内

市民の住生活環境の向上を図るとともに、地域経済の活性化を促進するため、市内施工業者によって住宅のリフォーム工事を実施される方に対して費用の一部を補助します。

- **対象者**／ 次の要件をすべて満たす方が対象となります。
 - ・小千谷市に住民登録を行っている方で、市内に存在する自己所有の住宅に居住している方
 - ・市税を滞納していない方
- ※ ただし、市外在住であっても自己の居住する目的で市内の中古住宅を購入し、リフォーム工事を行う場合は対象となります。
- ※ 過去に住宅リフォーム補助金を受けた方も申請することができます。(同じ工事部分は対象外です。)

- **市内施工業者**／ 市内に本店を有する法人又は住所を有する個人事業主のことをいいます。

- **補助対象工事**／ 市内施工業者が行う工事で、省エネ・エコ住宅設備・防災に配慮した住宅のリフォーム工事 (以下、基本工事)、または、基本工事とその他のリフォーム工事を併せた工事のいずれかの費用が50万円(税込み)以上の工事が補助対象となります。※補助対象工事の詳細は裏面に記載。
また、市内施工業者であれば、複数の業種(電気工事や配管工事など)の費用を合算することも可能です。なお、市の他の補助制度を利用する場合は重複して補助を受けられない場合があります。

- **補助金の額**／ 10万円

●申請にあたって

◇ 申請方法: 工事着工前に、交付申請書と次の添付書類を提出してください。

なお、工事着工は交付決定を受けてから行う必要があります。

- 《添付書類》 ①住民票の写し ②市税の納税証明書 ③住宅の所有者が確認できる書類
④補助対象事業に係る工事見積書の写し(複数の業種に渡る場合は全て)
⑤工事着工前の写真(工事を行う場所全て) ⑥その他市長が必要と認める書類

※①～③は、交付申請書において市の保有する情報を確認することに同意していただいた場合、添付を省略できます。

◇ 申請期間: 令和2年4月13日(月)から令和2年4月24日(金) ※先着順ではありません。

(なお、期間内で予定件数に満たなかった場合、その後は先着順で受付し、予定件数に達し次第受付終了とします。)

◇ 申請場所: 市役所3階 建設課

◇ 予定件数: 200件

◇ 決定方法: 4月24日の受付終了時において申請件数が200件を超えた場合、住宅リフォーム補助金を受給したことがない初回申請者を優先して決定し、2回目以降の方は抽選にて決定します。また、初回申請者のみで200件を超えた場合は、初回申請者のみで抽選し決定します。

●申請後の手続き

◇ 実績報告: 工事完了後に実績報告書と次の添付書類を提出してください。

- 《添付書類》 ・契約書の写し ・領収書の写し ・実施箇所に係る工事中及び工事後の写真
・その他市長が必要と認める書類

◇ 提出期限: 令和3年3月12日(金)

※ 必要に応じて市職員による現地確認を行いますのでご協力をお願いします。

※ 実績報告書提出後に、補助金をお支払いします。

問い合わせ先 / 小千谷市建設課 建築住宅係

TEL: 0258-83-3514 FAX: 0258-83-2789

e-mail: kensetu-kj@city.ojiya.niigata.jp

次のいずれかに該当する基本工事、または基本工事とその他のリフォーム工事を併せた工事が補助対象工事となります。

<基本工事>

① 省エネ対策工事

- ・ 窓・ドアの断熱改修
- ・ 外壁・屋根・天井又は床の断熱改修
- ・ LED 照明器具への取替え等

② 住宅設備工事

- ・ エコ住宅設備の設置（太陽光発電を含む）
例：節水型トイレ、高断熱浴槽、高効率給湯器等
- ・ 家事負担軽減に資する設備の設置
例：ビルトイン食器洗機、掃除しやすいレンジフード、ビルトイン自動調理対応コンロ、浴室乾燥機、掃除しやすいトイレ等

③ 防災対策工事

- ・ 耐雪・耐震性能の向上（壁・柱・基礎等の改修）※市耐震改修補助金との併用不可
- ・ 屋根材等の耐候性能向上
- ・ 外壁材等の防火性能向上
- ・ 雨水貯留タンクの設置等

<その他住宅リフォーム工事>

- ① 住宅の内外装の修繕
- ② 住宅の増改築（間取り変更を含む）
- ③ 居室、浴室、玄関、台所、トイレ等の改修
- ④ その他市長が認める工事

以下の場合、補助対象とはなりません。

<対象にならない工事>

- ・ 上梓の基本工事を伴わないリフォーム工事
- ・ 設置工事費が伴わない製品等の購入（配送手数料等は対象となりません）
- ・ 住宅以外の用途部分の増改築工事
- ・ 造園、門扉、ブロック塀等の外構工事
- ・ 独立の解体工事のみ（全部・一部）※ただし、増改築が伴う場合は対象となります。

<製品の購入費が対象とならない例>

- ・ テレビ
- ・ いわゆる白物家電 ※冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、洗濯機、冷暖房機器など
- ・ 家具 ※ただし、造り付けの棚などは対象となります。
- ・ カーテン